

■危険ブロック塀等除却事業 必要書類

R6年度
大分市開発建築指導課

補助金交付申請時 必要書類

※その他審査に必要な書類を求める場合があります

- 補助金交付申請書(様式第1号)
- 付近の地図(ブロック塀等の場所がわかる位置図、手書き可)
- ブロック塀等の見取図(手書き可)
 - ※ブロック塀等の除却前の「道路面からの高さ」及び「長さ」がわかるもの
 - ※ブロック塀等の除却部分の「高さ」及び「長さ」がわかるもの
- 現況写真(2方向から撮影した各1枚)
- 見積書の写し
 - ※対象範囲のブロック塀等の除却費用(運搬・処分費含む)がわかる見積
 - ※補助対象は除却に伴う費用のみで、新設分や補修費は含まれません
 - ※完了報告時に添付する領収書と同じ額でない場合は変更申請が必要となります
- 誓約書
- 所有者等が確認できる書類 ※最新の書類を添付してください
(固定資産税課税明細書、登記事項証明書、固定資産課税台帳兼名寄帳等の写し)
- 委任状
 - ※業者等へ手続きを委任する場合のみ添付
- 残存部の報告書
 - ※部分的な除去を行う場合のみ提出

※金額や除却範囲に変更がある場合は事前に相談を行うこと

実績報告時 必要書類

※その他審査に必要な書類を求める場合があります

- 実績報告書(様式第6号)
- 除却工事が確認できる写真(2方向より撮影した施工前・施工中・施工後の各1枚)
- 領収書の写し(申請時の見積金額を支払ったことが確認できるもの)

補助金交付請求時 必要書類

※実績報告時に交付請求書も同時に提出可

- 補助金交付請求書(様式第8号)

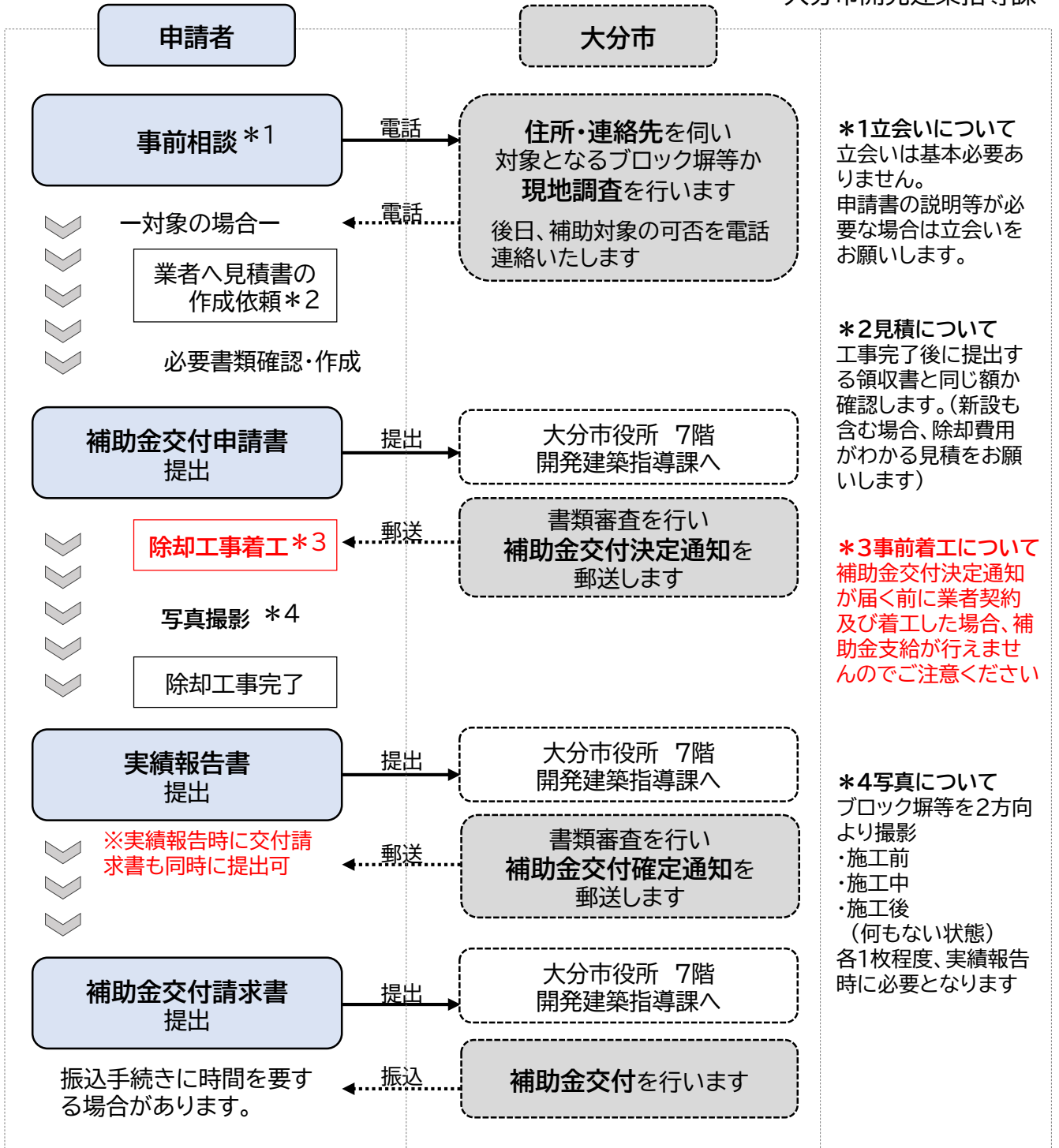
お問合せ先 大分市役所 7階 開発建築指導課 8:30~17:15

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号

TEL:097-585-5072 FAX:097-534-6201 E-mail:kensido@city.oita.oita.jp

危険ブロック塀等除却事業 申請の流れ

大分市開発建築指導課



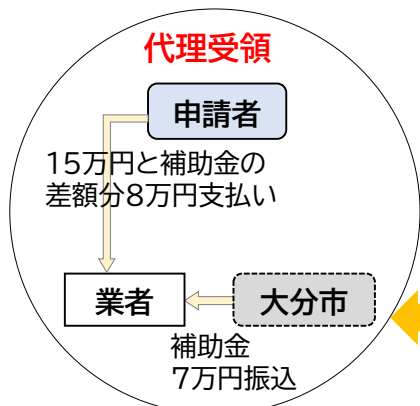
***1立会いについて**
立会いは基本必要ありません。申請書の説明等が必要な場合は立会いをお願いします。

***2見積について**
工事完了後に提出する領収書と同じ額が確認します。(新設も含む場合、除却費用がわかる見積をお願いします)

***3事前着工について**
補助金交付決定通知が届く前に業者契約及び着工した場合、補助金支給が行えませんのでご注意ください

***4写真について**
ブロック塀等を2方向より撮影
・施工前
・施工中
・施工後
(何もない状態)
各1枚程度、実績報告時に必要となります

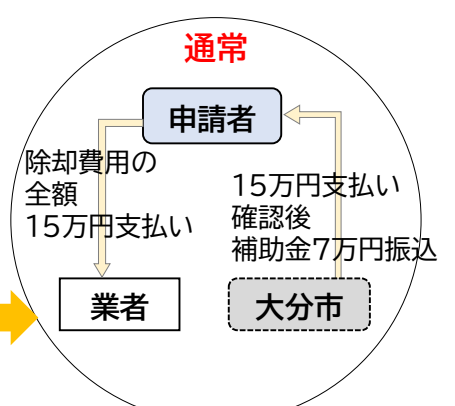
代理受領



代理受領制度について

申請者の方の一時的な費用負担軽減のため、大分市が除却業者等へ補助分の代金の振り込みを直接行うことができます。(別途委任状様式がありますのでお問い合わせください)

通常



どちらでも選択可

例えばブロック塀等の除却に15万円かかった場合の支払いイメージ